

石油コンビナート等災害防止法の枠組み(概要)

(参考資料1)

石油コンビナート等防災本部(法27条)・・・常設

道府県

- 本部長: 都道府県知事
- 本部員: 特定地方行政機関の長、市町村長・消防機関の長、特定事業所の代表者等
- 事務
 - ①石油コンビナート等防災計画の作成、実施の推進
 - ②災害が発生した場合における石油コンビナート等防災計画に基づいた災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整
 - ③石油コンビナート等現地防災本部に対して災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。等

石油コンビナート等現地防災本部(法29条)

※災害時に緊急に統一的な防災活動を実施する必要があるときに設置

- 現地本部長: 本部長が指名する者
- 現地本部員: 本部長が指名する者

＜石油コンビナート等防災計画(法31条)の内容＞

- ・関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務
- ・特定事業所及びその他の関係機関等の職員への防災教育及び防災訓練に関する事項
- ・防災のための施設、設備、機械器具、資材の設置、維持、備蓄、輸送等に関する事項
- ・災害の想定に関する事項
- ・災害が発生した場合等における情報の収集及び伝達並びに広報に関する事項
- ・石油コンビナート等現地防災本部の設置、業務の実施に関すること
- ・災害に対する応急措置の実施に関する事項
- ・災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関する事項
- ・石油コンビナート等現地防災本部の設置に関すること 等

石油コンビナート等特別防災区域(33道府県85区域)

第一種特定事業所(政令要件を具備した場合に該当)

レイアウト事業所※(石油と高圧ガスの両方を扱う事業所)

第二種特定事業所(知事指定)

(特定事業所以外の事業所)

※レイアウト事業所

第一種特定事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を扱う事業所のことで、この場合、その事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区等6つの地区に区分することとしている。

※石油コンビナート等防災計画の位置付け(法31条) (災害対策基本法との関係)

石油コンビナート等防災計画は、災害対策基本法に規程する次の計画に抵触するものであってはならない。

- ・防災基本計画(中央防災会議が作成)
- ・防災業務計画(指定行政機関が作成)
- ・都道府県地域防災計画(都道府県が作成)
- ・都道府県相互間地域防災計画(都道府県の協議会が作成)

特定事業者の義務

○ 特定防災施設等の設置 (法15条)

災害の拡大防止のために設置

- 流出油等防止堤
- 消火用屋外給水施設
- 非常通報設備

○ 防災管理者の選任 (法17条)

→自衛防災組織の統括

○ 防災規程の策定 (法18条)

→防災業務に関する事項

○ 自衛防災組織の設置 (法16条)

災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を実施

- 防災要員の配置
 - 配備する防災資機材に必要な人数を配置
- 防災資機材の配備
 - 取り扱う石油類の種類・量に応じた化学消防車等の配備

○ 異常現象の通報 (法23条)

○ 災害応急措置 (法24条)

石油コンビナート等防災本部、警察署、
海上警備救難機関等関係機関
(法23条2項)

消防署又は市町村長

※災害現場において、消防機関は、特定事業所の構造等の事項について情報の提供を求めることができる。(法24条の2)